

ベトナムにおける工業所有権に関する 政令第65号/2023/ND-CPの主なポイント

2023年12月25日

桃尾・松尾・難波法律事務所
パートナー弁護士・上村真一郎
(Email: mmn@mmn-law.gr.jp)

ベトナムの工業所有権に関し、2023年1月1日に施行された2022年改正知的財産法の条文について詳述する政令が、2023年8月23日に批准され、施行された。

<重要なポイント>

政令第65号/2023/ND-CP（「政令第65号」）が2023年8月23日批准され、同日発効した。新政令には5つの主要部分と125の条文が含まれている。政令第65号は、工業所有権に関する知的財産法第103/2006/ND-CP号（「政令第103号」）ならびに知的財産権の保護および知的財産権の国家管理に関する知的財産法第105/2006/ND-CP号（「政令第105号」）に基づいて作成された。その結果、政令第65号は、工業所有権および植物品種権の保護および執行に関する2022年改正知的財産法のいくつかの条文を指導する包括的な改正および/または補足を規定している。

<詳細な内容>

I. 第3節 工業所有権

(a) 第1章

- (i) 国家安全保障に影響を及ぼすとみなされる技術分野を列挙した附属書を含む、第14条「発明の安全保障管理」を追加。
- (ii) 第16条、第17条、第18条「知的財産出願の補正、補充、取下げ、分割」を追加。知的財産出願に関する補正に必要な書類が簡素化された。
- (iii) PCT/ハーグ/マドリッド出願の手続きと必要書類を詳述した第2部、第3部、第4部の補足。
- (iv) 登録証明書に関する第5部の補足。登録証明書は電子形式でも紙形式でも発行できることが確認された。ただし、ハードコピーによる登録は、出願の際に明確な要求があった場合にのみ発行される。また、特許、工業意匠、集積回路、商標、地理的表示などの申請書を含む様々な新しい書式が規定されている。また、第5部では、補正、更新・存続、取消、登録証明無効のための必要書類と手続について詳述している。最も注目されるのは、登録商標の識別力を変更しないことを条件に、軽微な否認要素を削除できる点である（第29.3条）。

(b) 第2章

- (i) 政令第103号第17条(以前に確立された権利の尊重以前に確立された権利の尊重)の削除

- (ii) 特許に基づいて製造された医薬品の初回製造販売承認発行の遅延を理由とする賠償請求に関する第42条を追加。
- (c) 第3章および第4章
これらの章は新設された章である。(i) 秘密発明、(ii) 国家予算を使った科学研究の成果としての特許、工業意匠、集積回路に関する規定がなされている。
- (d) 第5章 以下に関する手続の詳細と必要書類についての規定
 - (i) 発明の強制実施権に関する決定の発行請求 (第54条、第55条、第56条)
 - (ii) 発明の強制実施権の取消請求 (第57条)
 - (iii) 工業所有権に関する譲渡およびライセンス契約の記録請求 (第58条、第59条、第61条)
 - (iv) 商標の譲渡に関する制限 (第60条)
- (e) 第6章 知的財産代理人
以下の申請を行うために必要な書類と詳細な手続を追加した。
 - (i) 知的財産権代理人のための試験への受験要請 (第63条)
 - (ii) 知的財産代理人資格証明書の発行・再発行・取下げ請求 (第64条)
本条はまた、ベトナム知的財産庁の訓練コースに合格した弁護士が知的財産代理人資格を取得するための手続を明確にしている。
 - (iii) 知的財産代理人および知的財産機関の記録・削除請求 (第65条)
- (f) 第7章 知的財産活動を促進するための措置
政令第103号「工業所有権に関する費用および価格の会計処理」の第32条を削除。

II. 第4節 工業所有権および植物品種権の保護

- (a) 第1章 侵害行為、性質、範囲の決定
工業デザイン、商標、商号、地理的表示の侵害を構成する要素の改正 (第76条、第77条、第78条、第79条)
- (b) 第2章 損害の判定
著作者人格権の価値をより重視するベトナム政府の姿勢を反映した、著作者人格権損害の詳細な認定根拠 (第84条)
- (c) 第3章 知的財産権侵害の処理プロセス
「没収」措置の削除 (政令第105号の第32条)
- (d) 第4章 知的財産権および植物品種権に関する輸出入品の管理手続
明確な侵害の兆候が見られる貨物の税関手続を積極的に停止する権限、命令、手続に関する具体的な詳細を追加した。
- (e) 第5章 侵害の評価
知的財産評価 (専門家意見) の実施手続に関する新たな規定を設けた。

政令第 65 号が新たに公布されたことにより、2022 年改正知的財産法がより効率的かつ効果的に施行されることが期待される。一方、回状 No. 01/2007/TT-BKHCH. /に代わる新しい回状で規定されている異議申立手続などに関するさらなるガイダンスが待たれるところである。

以上

本稿は弊事務所と提携関係にあるベトナムの *Vision & Associates* 法律事務所のニュースレターを同事務所の許諾のもと、和訳の上、修正を加えたものです。